

令和7年7月10日

令和7年度更新申請者(認定保留者) 並びに
令和7年度更新申請未申請者 各位

一般社団法人 日本病院薬剤師会

日病薬病院薬学認定薬剤師制度
更新申請に係る過渡的措置の実施について

平素より日本病院薬剤師会の活動にご高配を賜り御礼申し上げます。

本会では、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の更新申請において、研修カリキュラムの履修項目や各年度の単位数の不足や認定試験が合格とならなかった令和6年度更新申請者並びに更新申請未申請者に対して、下記内容の過渡的措置を実施いたしました。

令和7年度の更新申請においても、過渡的措置による「認定保留者」並びに申請を見送られた令和元年度(2019年度)日病薬病院薬学認定薬剤師認定者につきまして、過渡的措置を実施いたしますので、研修カリキュラムの履修項目や各年度の単位数等を今一度ご確認いただき、自身が過渡的措置の対象に該当するかご確認いただきますようお願い申し上げます。

対象となる方につきましては、不足する要件を満たした場合に、令和8年度の更新申請期間に過渡的措置の対象者として申請いただきます。その後、認定試験の受験結果も踏まえて、令和8年度の認定小委員会で審査し、令和7年度認定者と同一の認定期間(2025年7月～2031年6月)で認定することとなります。

令和8年度の更新申請期間等につきましては、追ってご案内いたします。

記

【過渡的措置の対象者】

1. 令和7年度更新申請者(認定保留者)

- ①研修カリキュラムの履修項目・単位の不足内容が、以下(1)～(3)いずれかの者
- (1) 研修カリキュラムの取得単位が10単位未満である年度が1年以内であること
 - (2) 領域・項目の必要単位の不足が1項目以内であること
 - (3) 上記(1)及び(2)の両方

《対応方法》

・令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)に不足する単位を取得し、日病薬事務局まで提出する。(使用した単位は、次回申請時に再使用できないため、取得単位にご注意ください。)

※保留期間中は日病薬病院薬学認定薬剤師を呼称することはできない。

②研修カリキュラムの履修項目・単位の要件を満たし、令和7年度認定試験「未受験又は不合格」の者

《対応方法》

・令和7年度に10単位以上取得(項目制限なし)した上で、令和8年度の認定試験を受験し合格する。

※保留期間中は日病薬病院薬学認定薬剤師を呼称することはできない。

2. 令和7年度更新申請・未申請者

①研修カリキュラムの履修項目・単位の不足内容が、以下(1)～(3)いずれかの者

(1) 研修カリキュラムの取得単位が10単位未満である年度が1年以内であること

(2) 領域・項目の必要単位の不足が1項目以内であること

(3) 上記(1)及び(2)の両方

②研修カリキュラムの履修項目・単位の要件を満たしているが申請を行わなかった者

《対応方法》

・令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)に不足する単位を取得し上で、令和8年度の認定試験を受験し合格する。(使用した単位は、次回申請時に再使用できないため、取得単位にご注意ください。)